

概要版

第7期蕨市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

2018年度（平成30年度）～2020年度



平成30年3月



蕨 市

1 計画策定にあたって

(1) 計画の目的

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されました。この間、本制度はその創設から18年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

その一方、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。

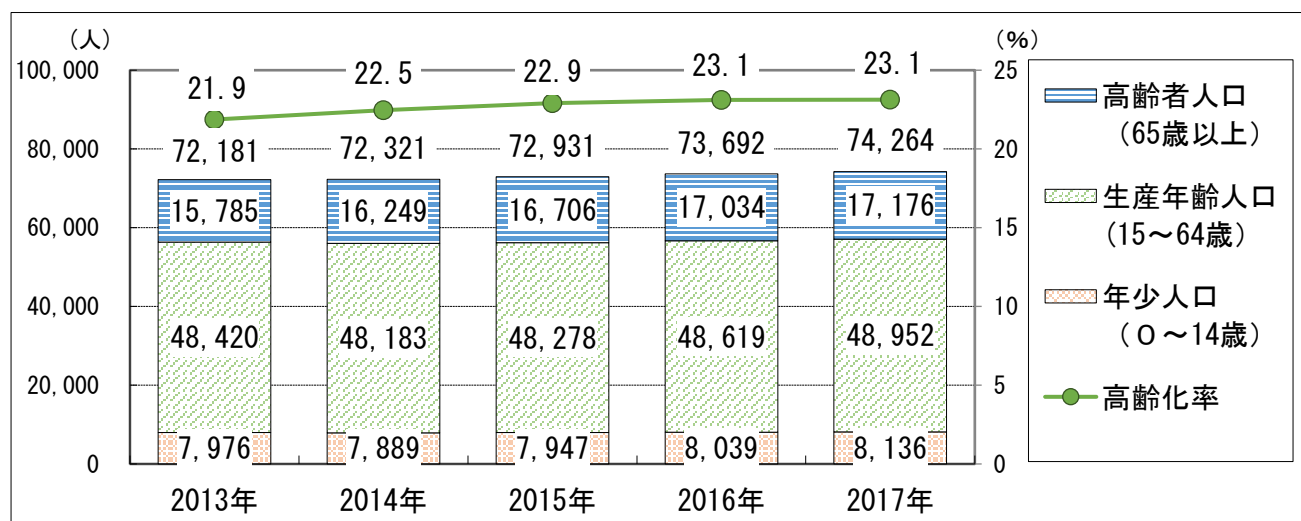
第7期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018年度（平成30年度）から2020年度）は、介護保険制度改革等を踏まえ、2025年に向けて、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施などが計画的に図られるようにすることを目的に策定します。

2 高齢者を取り巻く現状

(1) 総人口及び高齢者人口

本市の人口は年少人口、生産年齢人口及び高齢者人口の全てにおいて、増加傾向で推移しています。

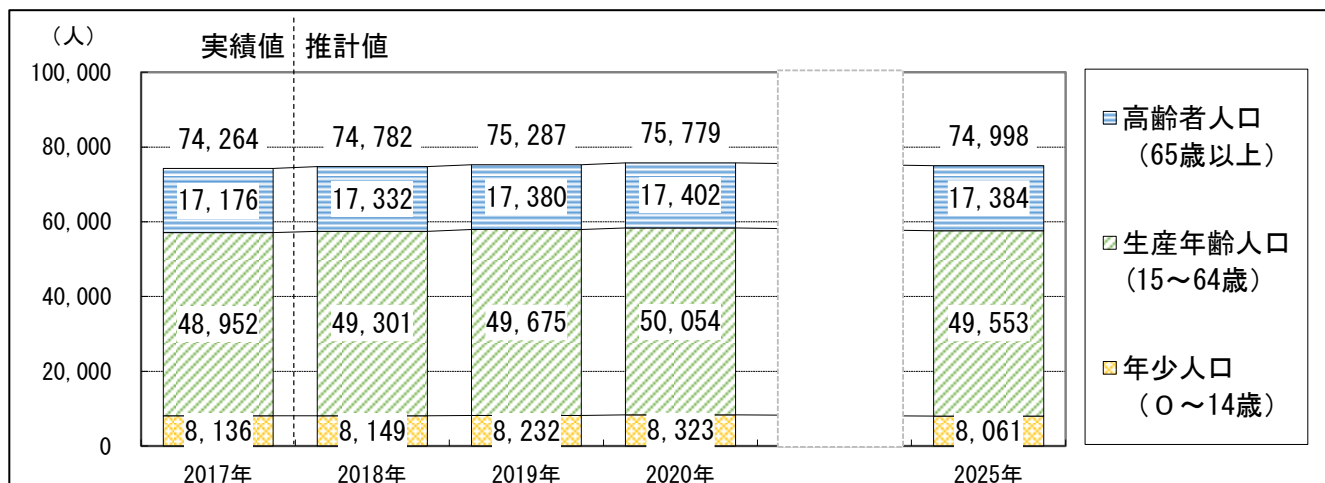
総人口に占める高齢者の割合である高齢化率は、上昇傾向で推移し、平成28年（2016年）から平成29年（2017年）は横ばいとなっています。



(2) 計画期間の総人口及び高齢者人口の見込み

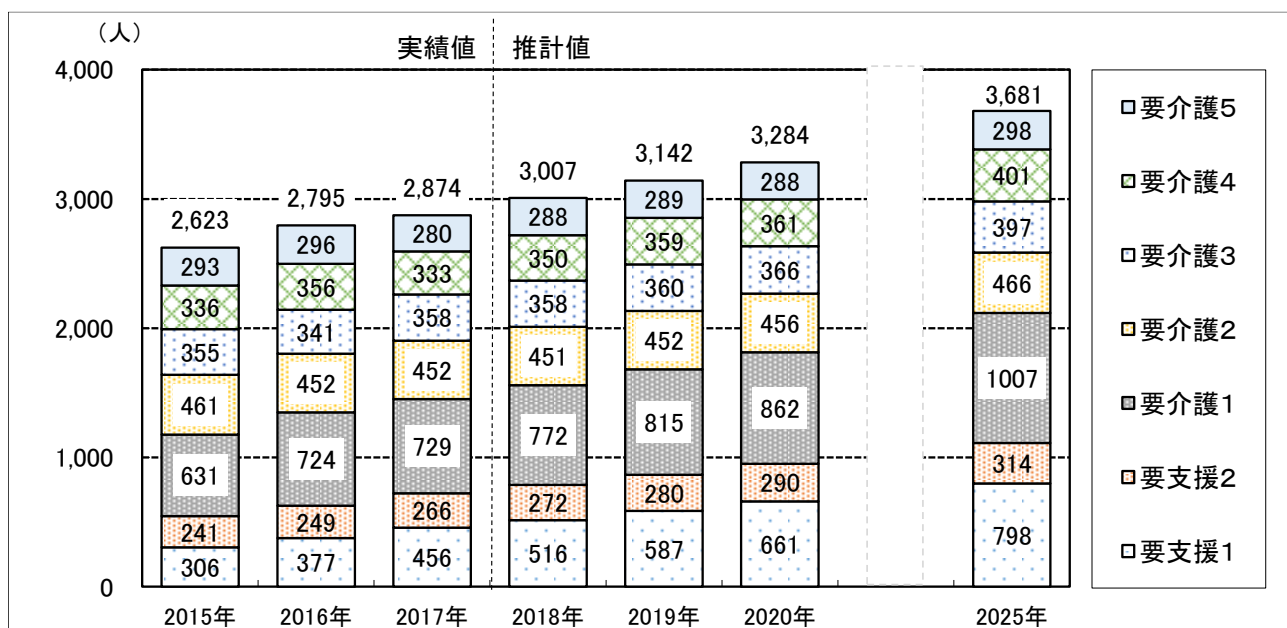
本市の将来人口の推計は、総人口は増加傾向で推移し、計画年度期間の高齢者人口も増加傾向で推移すると見込まれます。

前期高齢者、後期高齢者の割合は、計画期間の平成30年（2018年）は前期高齢者が後期高齢者とほぼ同じ割合ですが、平成31年（2019年）以降は逆転して、後期高齢者が前期高齢者を上回って推移すると見込まれます。



(3) 計画期間の要介護認定者の見込み

要支援・要介護認定者数についてみると、平成29年（2017年）10月1日現在で2,874人となっており、近年は増加傾向です。2020年と平成29年（2017年）を比較すると、要支援1の増加割合が大きくなっています。



3 計画の基本理念・基本目標

基本理念

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび
～やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして～

本計画では、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの高齢者支援に関する目標である、「高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防、地域への参加の促進、就労の機会づくりなどを進め、高齢になっても健康で生きがいを持ち、できる限り自立した生活を送ることができる環境づくり」を目指して、「高齢者の健康と生きがいづくり」、「高齢者福祉サービスの充実」、「介護サービスの充実」、「地域支援事業の充実」の4つの施策を中心に取組みます。

4つの基本目標

(1) 高齢者の健康と生きがいづくり



明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることが重要であり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要であることから、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者を含めたすべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、高齢者に適した住宅改修の支援など高齢者にやさしい住環境づくりに努めます。



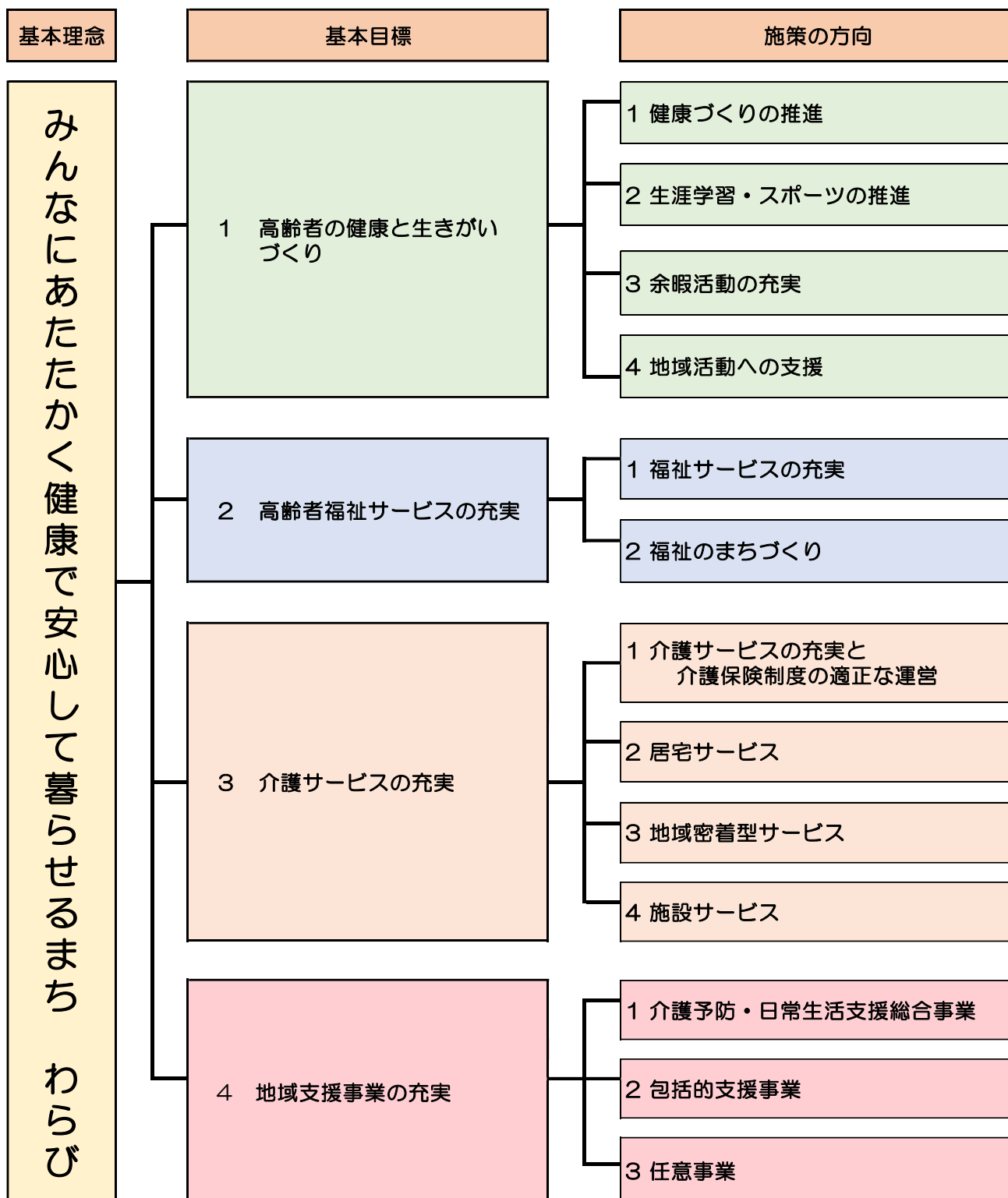
(3) 介護サービスの充実

介護保険制度の安定的な運営や介護給付の適正化、需要に応じた介護サービスを提供する基盤づくりを行い、安心して介護サービスを利用できるまちづくりを目指します。

(4) 地域支援事業の充実

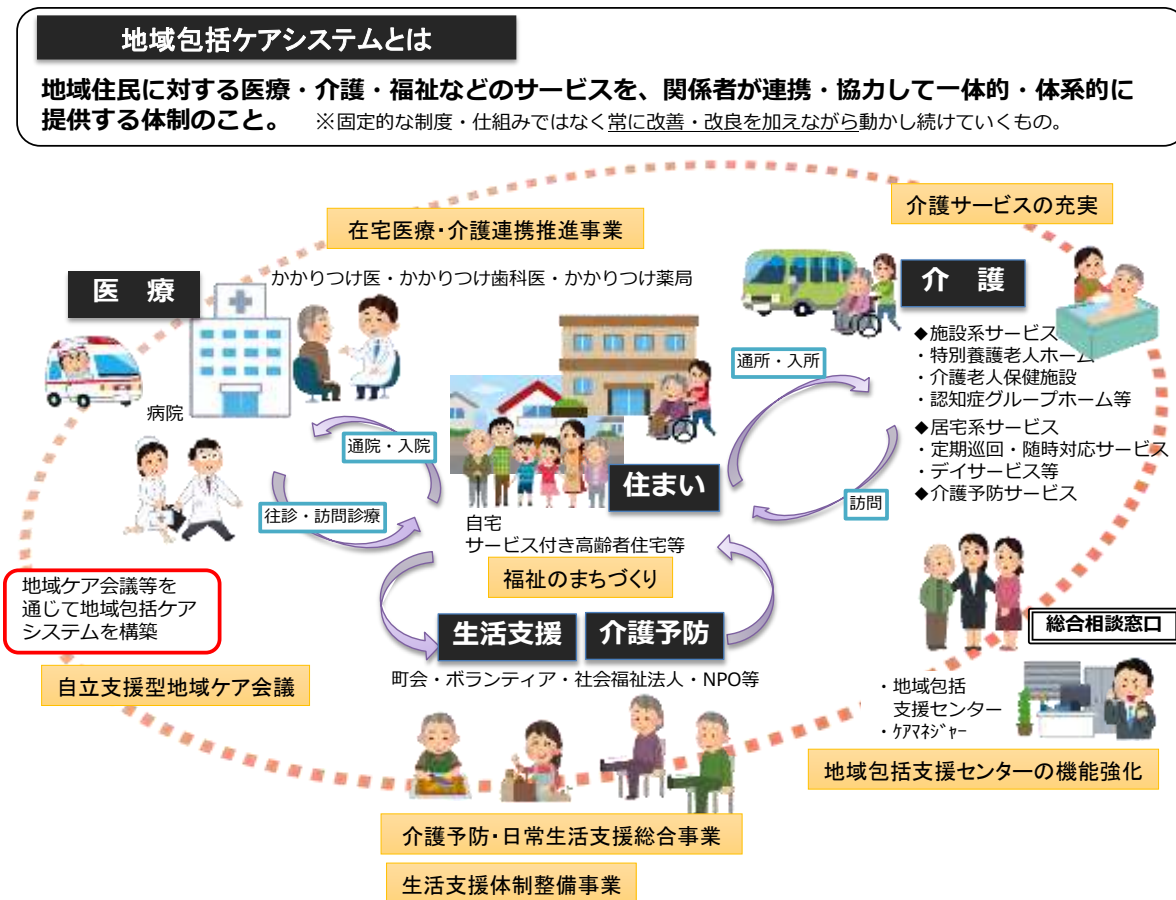
介護予防の取組には、要支援認定者を対象とした介護予防給付や総合事業として実施されるもの、要支援、要介護状態等になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されているものなどがあります。これらのサービスや取組が連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりが実践されるよう努めていくとともに、介護予防や生活支援のための施策を推進します。

4 施策の体系



5 第7期計画の主な取り組み

■地域包括ケアシステムの構築



○認知症施策

認知症になっても、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症やその家族に対する支援を推進します。また、認知症専門医及び医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行うことで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

○在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護が必要になっても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供が行われることが必要となります。このため、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

○介護サービスの充実

介護保険事業の円滑な運営は誰もが安心して暮らせる環境づくりとして重要です。施設サービスについては、介護老人福祉施設が3施設（定員計204名）、介護老人保健施設が1施設（定員150名）、介護療養型医療施設が1施設（43床）となっています。また、地域密着型サービスのグループホームは5施設となり、既存のグループホームのうち1施設は、小規模多機能型居宅介護（登録定員25名）との併設となっています。

○地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図る機関であり、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムを構築していく中核的な機関として位置付けられています。本市では平成 18 年（2006 年）4 月に「総合社会福祉センター」内に 1 か所目、平成 27 年（2015 年）4 月に特別養護老人ホーム「いきいきタウン蕨」内に 2 か所目となる地域包括支援センターを設置しました。なお、地域包括支援センターには基準で定められた 3 職種（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）を配置しています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

全ての高齢者が年齢や心身の状況などによって分け隔てられることなく参加できる介護予防事業を実施するほか、住民が主体となって介護予防に取り組む通いの場（いきいき百歳体操教室）を充実するなど、人と人とのつながりを通じて、地域に根差した介護予防活動を推進するため、自主的な介護予防の広がりにも資する地域活動組織の育成・支援を実施します。

○生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築などを行います。また、社会福祉法人、介護保険事業者、地縁組織、地域活動団体等からなる蕨市地域支え合い推進協議会を設置し、情報共有及び連携強化の場として運営します。

○自立支援型地域ケア会議

医療・介護等の専門職をアドバイザーとして招いて、地域包括支援センター、ケアマネジャー及び介護サービス事業所のケアマネジメント支援を行う、自立支援型地域ケア会議を開催します。これにより、高齢者支援に携わる関係者の資質向上と連携の促進、要支援・要介護高齢者の自立支援に効果的なケアの普及・啓発に努めます。

○福祉のまちづくり

住宅施策と福祉施策の連携を基本方針として、集合住宅の建替などにおいては、高齢者の生活に配慮したユニバーサルデザインを推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の導入の検討などを促し、生活援助員が高齢者の日常的な世話をを行う高齢者世話付住宅事業の充実を図ります。



6 介護保険料

■保険料段階別の保険料

保険料段階についてより所得に配慮した設定とするため、第6期に引き続き14段階としました。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額（第5段階）を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

■保険料段階表

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税 または、世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.50 (保険料軽減後0.45)	33,690 (30,321)	2,808 (2,527)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万超120万円以下	基準額×0.65	43,797	3,650
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超	基準額×0.75	50,535	4,211
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	57,273	4,773
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超	基準額	67,380	5,615
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	80,856	6,738
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.30	87,594	7,300
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.50	101,070	8,423
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額300万円以上350万円未満	基準額×1.70	114,546	9,546
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額350万円以上400万円未満	基準額×1.80	121,284	10,107
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額400万円以上550万円未満	基準額×1.90	128,022	10,669
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額550万円以上700万円未満	基準額×2.00	134,760	11,230
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額700万円以上900万円未満	基準額×2.10	141,498	11,792
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額900万円以上	基準額×2.20	148,236	12,353

※100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額（年額）となります。

※第1段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。